

荒川区競争入札等参加者選定要綱及び
荒川区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準の改正について

荒川区管理部経理課
令和6年12月27日

物価、労務費の上昇、消費税の増税等を発注標準基準額に反映するとともに、等級ごとの事業者数・参加状況等、実態を踏まえた基準に見直すことで、入札における不調の回避、適正な競争性の確保を図るため、荒川区競争入札等参加者選定要綱を改正します。また、建設業法施行令改正等に併い、荒川区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準を改正しますので、お知らせいたします。

記

1 荒川区競争入札等参加者選定要綱の主な改正内容

(1) JV結成基準額等の見直し

		改正前	改正後
建築工事	2社JV	3億円以上8億円未満	5億円以上15億円未満
	3社JV	8億円以上	15億円以上
設備工事	2社JV	8,000万円以上3億円未満	1.8億円以上5億円未満
	3社JV	3億円以上	5億円以上
土木工事	2社JV	1.8億円以上4億円未満	3億円以上6億円未満
	3社JV	4億円以上	6億円以上

(2) 発注標準金額・等級の見直し 詳細は別添のとおり

2 荒川区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準の主な改正内容

(1) 対象工事の契約金額を、4,000万円未満から 4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満に改めます。

(2) 建設業法施行令の規定により、技術者の兼任が認められる場合（荒川区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準第3条第2項第1号及び第2号に該当する場合）現場代理人についても兼任を認めることとします。

3 適用日

令和7年1月1日

荒川区競争入札等参加者選定要綱は令和7年1月1日以後に公告する案件について適用し、この要綱の施行の前日に公告した案件については、なお従前の例によります。

【問合せ先】

管理部経理課契約係

電話（代表）03-3802-3111 内線 2261～2264

（直通）03-3802-3494

別表第1（第3条、第4条、第6条、第8条関係）

工事発注標準

1 道路舗装工事

発注標準金額区分	業者等級格付		
	区内本店業者	区内支店業者	区外業者
1億7,000万円以上	A1、A2、B、C	A1、A2	A1、A2
1億円以上1億7,000万円未満	A2、B、C	B	B
1,500万円以上1億円未満		C	C
1,500万円未満	<u>B、C</u> 、D、E、 なし	D、E	D、E

2 一般土木工事

発注標準金額区分	業者等級格付		
	区内本店業者	区内支店業者	区外業者
1億7,000万円以上	A1、A2、B、C	A1、A2	A1、A2
1億円以上1億7,000万円未満	A2、B、C	B	B
1,500万円以上1億円未満		C	C
1,500万円未満	<u>B、C</u> 、D、E、 なし	D、E	D、E

3 建築工事

発注標準金額区分	業者等級格付		
	区内本店業者	区内支店業者	区外業者
8,000万円以上	A1、A2、B	A1、A2	A1、A2
5,000万円以上8,000万円未満	A2、B、C	B	B
3,500万円以上5,000万円未満	B、C、D	C	C
500万円以上3,500万円未満	C、D、E	D	D
500万円未満	D、E、なし	E	E

4 給排水衛生設備工事

発注標準金額区分	業者等級格付		
	区内本店業者	区内支店業者	区外業者
3,500万円以上	A1、A2、B	A1、A2	A1、A2
1,500万円以上3,500万円未満	A2、B、C	<u>A2</u> 、B	<u>A2</u> 、B
300万円以上1,500万円未満	B、C、D	<u>B</u> 、C	<u>B</u> 、C
300万円未満	<u>B</u> 、C、D、なし	<u>C</u> 、D	<u>C</u> 、D

5 電気設備工事

発注標準金額区分	業者等級格付		
	区内本店業者	区内支店業者	区外業者
<u>3,500万円</u> 以上	A1 ~ <u>B</u>	A1、A2	A1、A2
<u>1,500万円</u> 以上 <u>3,500万円</u> 未満	A2 ~ <u>C</u>	B	B
300万円以上 <u>1,500万円</u> 未満	A2 ~ <u>D</u>	C	C
300万円未満	B ~なし	D	D

6 空調設備工事

発注標準金額区分	業者等級格付		
	区内本店業者	区内支店業者	区外業者
<u>3,500万円</u> 以上	A1、A2、B	A1、A2	A1、A2
<u>1,500万円</u> 以上 <u>3,500万円</u> 未満	A2、B、C	B	B
300万円以上 <u>1,500万円</u> 未満	B、C、D	C	C
300万円未満	C、D、なし	D	D

注1 「業者等級格付」欄の「なし」は、等級格付を有しない者を指す。

2 上記各表に記載のない業種に係る工事契約は、順位格付案件とする。

3 上記各表の等級格付のA1及びA2は、次のとおり区分する。

(1) A等級を有する業者のうち、資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える業者 A1

(2) A等級を有する業者のうち、前号に該当する業者以外の業者 A2